



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第22号 令和8年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
34	徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則	法制監察課
35	徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則	漁業管理調整課

【告示】

番号	表題	担当課名
192	徳島県告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示	法制監察課
193	徳島県告示のうち規程形式をとらないものの形式を左横書きに改正する等の告示	同

【訓令】

番号	表題	担当課名
10	徳島県訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令	法制監察課

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	徳島県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則	

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	徳島県人事委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示	

【人事委員会告示】

番号	表	題	担当課名
2	徳島県人事委員会告示のうち規程形式をとらないものの形式を左横書きに改正する等の告示		

【人事委員会訓令】

番号	表	題	担当課名
1	徳島県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の規程		

【労働委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1	徳島県労働委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示		

【海区漁業調整委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1	徳島海区漁業調整委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示		

【内水面漁場管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
3	徳島県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示		

【議会規則】

番号	表	題	担当課名
1	徳島県議会会議規則の形式を左横書きに改正する等の規則		
2	徳島県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する等の規則		

【議会規程】

番号	表	題	担当課名
3	徳島県議会規程の形式を左横書きに改正する等の規程		

【収用委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
1	徳島県収用委員会規則の形式を左横書きに 改正する等の規則		

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1	徳島県収用委員会告示の形式を左横書きに 改正する等の告示		

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則**（規則第三十四号）

- 一 この規則の施行の際現に公布されている徳島県規則（徳島県漁業調整規則及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則を除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改めることとした。
- 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。
- 三 既存規則における用字及び用語であつて古い慣例に基づく表現及び表記が用いられているものうち主要なものについて、現在の法令における慣例に基づく表現及び表記に改めることとした。

- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則**（規則第三十五号）

- 一 徳島県漁業調整規則及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則の形式を左横書きに改めることとした。
- 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。
- 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十四号

徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和七年徳島県規則第四十六号）を除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないとき、知事が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 一 前項の規定によることが適当でないときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 一 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第三十五号

徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和七年徳島県規則第四十六号）（以下「調整規則等」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 調整規則等の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 調整規則等における右方はこの規則による改正後の調整規則等（以下「改正後調整規則等」という。）における上方とし、調整規則等における上方は改正後調整規則等における左方とする。
- 二 改正後調整規則等における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、調整規則等における文字の順序とする。

2 前項の規定は、徳島県漁業調整規則別記様式第一号から別記様式第二号までについては、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 調整規則等の規定中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	アラビア数字（小数点を表す中点は、ピリオドに改めるものとする。）

<p>4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）</p> <p>5 一の項及び二の項に定めるもの</p>	<p>五 上欄</p>
<p>六 下欄</p>	<p>左欄</p>
<p>右欄</p>	

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、知事が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県告示第百九十二号

徳島県告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとるもの(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)(及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、知事が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)(第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県告示第百九十三号

徳島県告示のうち規程形式をとらないものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとらないもの（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。
 - (一) 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
 - (二) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
 - 2 1は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下この一において同じ。）及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
 - 3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他1及び2によることが適当でないと認められる表及び様式については、知事が別に定めるところによる。
- 二 1 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 表（別表を含む。次項において同じ。）及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに編、章、節、款、条、項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>二 既存告示の内容（表を除く。以下同じ。）を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>三 既存告示の内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>四 既存告示の内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>

五 既存告示の内容を第四次の段階で細分するため
に用いられている文字及びこれを引用するために
用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだ五十音順
による片仮名

- 2 1に掲げるもののほか、既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項（同項の表一の項から六の項まで、十九の項及び二十の項を除く。）から第四項までの規定の例による。
- 3 1及び2によることが適当でないとき認められるときは、知事が別に定めるところによる。
- 三 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 四 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県訓令第十号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島 県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、知事が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に

定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県人事委員会規則一―二三

徳島県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、委員長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、委員長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会告示第一号

徳島県人事委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県人事委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとるもの(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、委員長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、委員長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会告示第二号

徳島県人事委員会告示のうち規程形式をとらないものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

- 一 この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとらないもの（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。
 - (一) 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
 - (二) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
 - 2 1は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下この一において同じ。）及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
 - 3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他1及び2によることが適当でないと認められる表及び様式については、委員長が別に定めるところによる。
- 二 1 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 表（別表を含む。次項において同じ。）及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに編、章、節、款、条、項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>二 既存告示の内容（表を除く。以下同じ。）を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>三 既存告示の内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>四 既存告示の内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>

五 既存告示の内容を第四次の段階で細分するため
に用いられている文字及びこれを引用するために
用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだ五十音順
による片仮名

- 2 1に掲げるもののほか、既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項（同項の表一の項から六の項まで、十九の項及び二十の項を除く。）から第四項までの規定の例による。
- 3 1及び2によることが適当でないとき認められるときは、委員長が別に定めるところによる。
- 三 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- 四 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会訓令第1号

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、委員長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、委員長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県労働委員会告示第一号

徳島県労働委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

告示
徳島県労働委員会告示のうち規程形式をとるものの形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとるもの(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
 - 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
 - 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
 - 3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、労働委員会会長が別に定めるところによる。
- (用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、労働委員会会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、労働委員会会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島海区漁業調整委員会告示第一号

徳島海区漁業調整委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 今 治 清 孝

徳島海区漁業調整委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島海区漁業調整委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、徳島海区漁業調整委員会会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁業調整委員会会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

徳島県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県内水面漁場管理委員会会長

歌

泰

一

徳島県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県内水面漁場管理委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。 以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、徳島県内水面漁場管理委員会会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、徳島県内水面漁場管理委員会会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県議会規則第一号

徳島県議会議規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会議規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県議会議規則(昭和五十四年徳島県議会議規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている徳島県議会議規則の一部を改正する規則及びこの規則を含む。以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県議会規則第二号

徳島県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県議会傍聴規則（昭和三十五年徳島県議会規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている徳島県議会傍聴規則の一部を改正する規則及びこの規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県議会規程第三号

徳島県議会規程の形式を左横書きに改正する等の規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会規程の形式を左横書きに改正する等の規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている徳島県議会規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規程中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県収用委員会規則第一号

徳島県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている徳島県収用委員会規則(以下「既存規則」という。)(の形式を左横書きに改正すること等)に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)(における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)(の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。)(については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)(第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県収用委員会告示第一号

徳島県収用委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県収用委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。